平成29年

## 第1回市議会定例会 議案第48号

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築 基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正について

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月23日提出

## 函館市長 工 藤 壽 樹

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築 基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例(平成5年函館市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

	保存計画番号	種	別	所	在	地		を
Γ							۱ .	
	保存計画番号	   種	別	所	在	地		
	17-1, 17-2	主屋,	蔵	函館市末広	町20番地1,	2		に,
	18	主	屋	函館市末広	町20番地3			(⊂,
	19	主	屋	函館市末広	町20番地4			
Г								
1	54	主	屋	函館市元町3	32番地31, 3	34		を
	56	主	屋	函館市元町3	32番地44			~

函館市元町30番地4 44 主 屋 屋 函館市元町30番地8,9 45 主 主 屋 函館市元町30番地10 46 函館市元町31番地1 53 主 屋 函館市元町32番地31,34 54 主 屋 主 屋 函館市元町32番地44 56 函館市大町1番地72 59 主 屋

改める。

別表第6および別表第7中

Г				
1	17-1, 17-2	主屋,	蔵	函館市末広町20番地1,2
	18	主	屋	函館市末広町20番地3
	19	主	屋	函館市末広町20番地4
	20	主	屋	函館市末広町23番地1,6
	21	主	屋	函館市末広町23番地2,5
	44	主	屋	函館市元町30番地4
	45	主	屋	函館市元町30番地8,9
	46	主	屋	函館市元町30番地10
	47, 48	主	屋	函館市元町30番地17, 18
	50	主	屋	函館市元町31番地37

を

に

53	主	屋	函館市元町31番地1
58	主	屋	函館市大町9番地1,2
59	主	屋	函館市大町1番地72

	1		
20	主	屋	函館市末広町23番地1,6
21	主	屋	函館市末広町23番地2,5
47, 48	主	屋	函館市元町30番地17, 18
50	主	屋	函館市元町31番地37
58	主	屋	函館市大町9番地1,2

改める。

附 則

この条例は,公布の日から施行する。

## (提案理由)

函館圏都市計画防火地域および準防火地域の変更に伴い規定を整備するため

に